

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成16年4月1日

総長裁定制定

(総則)

第1条 国立大学法人京都大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第5条第2項の規定による教職員の職務の級についての標準的な職務の内容、職務の級及び俸給月額号俸を決定する場合の基準等については、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員 給与規程第5条第1項の俸給表(以下「俸給表」という。)のうちいずれかの俸給表の適用を受ける者をいう。

~~(2) 俸給月額 俸給表に定められている号俸又は俸給表に定められていない月額の俸給をいう。~~

(32) 昇格 教職員の職務の級を同一の俸給表の上位の職務の級に変更することをいう。

(43) 降格 教職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。

~~(5) 昇給期間 教職員の昇給に必要なとされる給与規程第8条第1号本文又は第3号ただし書きに規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。~~

(64) 経験年数 教職員が教職員として同種の職務に在職した年数(第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。)をいう。

(75) 必要経験年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

(86) 在級年数 教職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

(97) 必要在級年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

(408) 正規の試験 国立大学法人等職員統一採用試験(以下「統一試験」という。)をいう。

(級別標準職務表)

第3条 給与規程第5条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(級別資格基準表)

第4条 教職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる教職員に適用し、同欄の

「その他」の区分はその他の教職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 正規の試験の結果に基づいて教職員となった者

(2) 前号に該当し、その後引き続いて国家公務員、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、地方公務員、公庫・公団等の職員(公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に掲げる法人に勤務する者及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)国立大学法人の職員(以下「国家公務員等」という。)となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続き教職員となった者及び前号に準じて国家公務員等として勤務した後、引き続き教職員となった者

3 級別資格基準表(試験欄の区分の定めのあるものに限る。)の適用を受ける教職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については前項の規定にかかわらず同欄の「正規の試験」に対応する区分を適用することができる。

4 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定めるところによる。ただし、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

5 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する教職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における教職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の教職員の経歴のうち、教職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより教職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 教職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱の特例)

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱については、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特定の教職員の在級年数の取扱)

第9条 次の各号に掲げる教職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第11条第3項の規定の適用を受けた教職員及び第16条に該当し、同条の規定の適用を受けた教職員

部内の他の教職員との均衡を考慮してあらかじめ総長の承認を得て定める期間

(2) 第22条第1項又は第24条第1項に規定する異動をした教職員

部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ総長の承認を得て定める期間

(新たに教職員となった者の職務の級)

第10条 新たに教職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第11条第3項の規定の適用を受けた教職員又は第16条に規定する職に採用された者に前項を適用する場合において、部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、総長の定めるところにより、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに教職員となった者の俸給月額号俸)

第11条 新たに教職員となった者の俸給月額号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第20条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第21条第1項第1号若しくは第2号の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する教職員の俸給月額号俸については、前項の規定にかかわらず、第13条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の俸給月額号俸を前項の規定による号俸より上位の俸給月額号俸とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、国家公務員等から引き続いて教職員となった者の俸給月額号俸は、新たに国家公務員等となった時から新たに教職員となった時の職務と同種の職種に引き続き在職したものとみなして、新たに国家公務員等となった時に新たに教職員となったものとした場合に受けることとなる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇格、昇給等の基準を適用した場合に、その者が新たに教職員となった日に受けることとなる俸給月額及び次期昇給予定時期号俸の範囲内で決定する。

(初任給基準表の適用方法)

第12条 初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による俸給月額号俸の調整)

第13条 新たに教職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とすることができる。

2 初任給基準表の試験欄の正規の試験の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、大学卒の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の俸給月額号俸)

第14条 新たに教職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の俸給月額号俸は、第11条第1項の規定による号俸(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。)の号数に、当該経験年数の月数を18月(第1号又は第4号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数及び第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの当該各号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、12月)12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、教職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて総長の定めるものに従事した期間のある教職員の経験年数のうち部内の他の教職員との均衡を考慮して総長が相当と認める年数を除く。))の月数にあつては18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が第29条第1項に規定する特定教職員であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸(総長の定める者にあつては、当該号俸の数に3を超えない範囲内で総長の定める数を加えて得た数を号数とする号俸)とすることができる。ただし、その者の属する職務の級の1級上位の職務の級の最低の号俸を超える額の号俸(その者の初任給の号俸について初任給基準表に定めのある場合において、当該を超える額の号俸中最下位の号俸の1号俸下位の号俸がその者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号俸(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定の適用がないものとした場合の同欄の号俸)の5号俸上位の号俸に達しないときは、当該5号俸上位の号俸を超える号俸)とすることはできない。

(1) 第5条第2項第1号に掲げる者

その者の採用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される大学卒の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあ

っては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(2) 第5条第2項第2号に掲げる者

級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条第1項の規定の適用を受ける者等で総長が認めるところにより得られる経験年数)

(3) 第5条第3項の規定の適用を受ける者

級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(基準号俸が職務の級の最低の号俸(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。第5号及び第26条第1項第1号において同じ。)以外の号俸である者)にあっては、その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者)にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数)

(4) 前3号又は次号に該当する者以外の者

初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者)にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号俸が職務の級の最低の号俸である者

級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに教職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における教職員の経験年数の取扱については、前2項に定めるもののほか、第6条から第8条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の俸給月額号俸)

第15条 前2条の規定による号俸が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下位である試験欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない教職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

(特殊な職務に採用する場合等の俸給月額号俸)

第16条 次に掲げる場合において、俸給月額号俸の決定について前2条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の教職員との均衡を考慮して、その者の俸給月額号俸を決定することができる。

(1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教育・研究の職に採用しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合

(特定の教職員についての俸給月額号俸に関する規定の適用除外)

第17条 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分（これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。）の適用を受ける教職員については第13条から前条までの規定は適用しない。ただし、第11条第3項の規定の適用を受けた教職員その他その採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ総長の承認を得て、その俸給月額号俸を決定することができる。

（昇格）

第18条 教職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

2 勤務成績が特に良好である教職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない教職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると総長が認めた場合は、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、教職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、総長の承認を得て昇格させることができる。

（上位資格の取得等による昇格）

第19条 教職員が第5条第2項第1号に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

（昇格の場合の俸給月額号俸）

第20条 教職員を別表第7の特定級表(以下「特定級表」という。)に定める職務の級以上の職務の級に昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める俸給月額とする。教職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第7に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

(1) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が昇格した職務の級の最低の号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)に達しない号俸であるとき
昇格した職務の級の最低の号俸

(2) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が別表第8に定める特定号俸表(以下「特定号俸表」という。)に定める号俸に達しない号俸であるとき(前号に掲げる場合を除く。)
昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸。以下この条において「対応号俸」という。)の1号俸上位の号俸

(3) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が特定号俸表に定める号俸以上の号俸(職務の級の最高の号俸を除く。)であるとき
対応号俸の2号俸上位の号俸

(4) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を

~~超える俸給月額で昇格した職務の級の最高の号俸の2号俸下位の号俸を超えない額のものであるとき~~ 対応号俸の2号俸上位の号俸

~~(5) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超え~~
~~る俸給月額で昇格した職務の級の最高の号俸の2号俸下位の号俸を超える額のも~~
~~のであるとき~~ 総長が定めるところにより得られる俸給月額

~~2 教職員を特定級表に定める職務の級より下位の職務の級に昇格させた場合におけるそ~~
~~の者の俸給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める俸給月額とする。~~

~~(1) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が昇格した職務の級の最低の号俸と同じ額~~
~~の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)に達しない号俸であるとき~~
~~昇格した職務の級の最低の号俸~~

~~(2) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が特定号俸表に定める号俸に達しない号俸~~
~~であるとき(前号に掲げる場合を除く。)~~ 対応号俸

~~(3) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が特定号俸表に定める号俸以上の号俸(職務~~
~~の級の最高の号俸を除く。)であるとき~~ 対応号俸の1号俸上位の号俸

~~(4) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を~~
~~超える俸給月額で昇格した職務の級の最高の号俸の1号俸下位の号俸を超えない額~~
~~のものであるとき~~ 対応号俸の1号俸上位の号俸

~~(5) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が職務の級の最高の号俸を超え~~
~~る俸給月額で昇格した職務の級の最高の号俸の1号俸下位の号俸を超える額のも~~
~~のであるとき~~ 総長が定めるところにより得られる俸給月額

~~32 前2条の規定により教職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級へ~~
~~の昇格であるときにおける前2項前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職~~
~~務の級への昇格が順次行われたものとして取扱うものとする。~~

~~43 前条の規定により教職員を昇格させた場合において、前各項前2項の規定によるそ~~
~~の者の俸給月額号俸が新たに教職員となったものとした場合に初任給として受けるべき~~
~~号俸に達しないときは、前各項前2項の規定にかかわらず、その者の俸給月額号俸を当該~~
~~初任給として受けるべき号俸とすることができる。~~

~~54 降格した教職員のうち、次の各号に掲げる教職員に対する当該降格後の最初の昇格に~~
~~係る第1項又は第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。降格~~
~~した教職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前3項の規定~~
~~にかかわらず、総長の定める号俸とする。~~

~~(1) 降格後の俸給月額を当該降格の日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の俸給月額~~
~~(同じ額の俸給月額がないときは、当該受けていた俸給月額の直近下位の額の俸給月額、~~
~~次号において同じ。)に決定された教職員及び当該降格後の俸給月額から昇格させた場~~
~~合における当該昇格後の俸給月額を考慮してこれに準ずるものとして総長が認める教~~
~~職員(第3号に掲げる教職員を除く。)~~

~~第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸が~~
~~ないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸。以下この条において「対応号俸」とい~~
~~う。)の1号俸上位の号俸」とあり、並びに同項第3号及び第4号中「対応号俸の2号~~
~~俸上位の号俸」とあるのは「対応号俸」(当該降格後の俸給月額を特定号俸表に定める~~
~~号俸より下位の号俸に決定された教職員が特定号俸表に定める号俸以上の俸給月額か~~
~~ら昇格する場合にあっては、「対応号俸の1号俸上位の号俸」)とするほか、当該降格~~

~~後の俸給月額を特定号俸表に定める号俸以上の俸給月額に決定された場合に限り、第2項第3号及び第4号中「対応号俸の1号俸上位の号俸」とあるのは「対応号俸」とする。~~

~~(2) 降格後の俸給月額を当該降格の日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の俸給月額の直近下位の俸給月額に決定された教職員及び当該降格後の俸給月額から昇格させた場合における当該昇格後の俸給月額を考慮してこれに準ずるものとして総長が認める教職員(前号又は次号に掲げる教職員を除く。)~~

~~当該降格後の俸給月額を特定号俸表に定める号俸以上の俸給月額に決定された場合に限り、第1項第3号及び第4号中「対応号俸の2号俸上位の号俸」とあるのは、「対応号俸の1号俸上位の号俸」とする。~~

~~(3) 2級以上下位の職務の級へ降格した教職員~~

~~第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸。以下この条において「対応号俸」という。)~~の1号俸上位の号俸」とあり、同項第3号及び第4号中「対応号俸の2号俸上位の号俸」とあり、並びに第2項第3号及び第4号中「対応号俸の1号俸上位の号俸」とあるのは、「総長の定めるところにより得られる号俸」とする。

~~(降格の場合の俸給月額号俸)~~

第21条 教職員を降格させた場合におけるその者の俸給月額号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)とする。

~~(1) 降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸が降格した職務の級にあるとき 降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸~~

~~(2) 降格した日の前日に受けていた俸給月額が降格した職務の級の最高の号俸に達せずかつ、当該俸給月額と同じ額の号俸が降格した職務の級にないとき 降格した日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の額の号俸~~

~~(3) 降格した日の前日に受けていた俸給月額が降格した職務の級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した職務の級の最高の号俸~~

2 教職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 ~~前2項の規定による教職員の俸給月額が部内の他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときは~~により教職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ総長の承認を得て、その者の俸給月額号俸を決定することができる。

~~(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)~~

第22条 教職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどませるものとする。

2 勤務成績が特に良好である教職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とす

ることができる。

(初任給基準を異にする異動をした教職員の俸給月額号俸)

第23条 前条第1項に規定する異動をした教職員の当該異動後の俸給月額号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める俸給月額号俸とする。

- (1) ~~平成16年4月1日(国家公務員等として在職していた者については、国家公務員等となった日。以下「基準日」という。)以後新たに教職員となった者(次号及び第3号に掲げる者を除く。)~~次号及び第3号に掲げる者以外の者 新たに教職員となった時とき(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得した時とき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時ときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる俸給月額号俸
- (2) ~~基準日の前日から引き続き在職する教職員並びに基準日以後に新たに教職員となった者のうち、その俸給月額初任給の決定について第11条第3項又は第16条の規定の適用を受けた者及び総長が別に定める者(次号に掲げるものを除く。)~~あらかじめ総長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる俸給月額号俸
- (3) ~~基準日以後に新たに教職員となった者のうち、総長が定める異動に該当する異動をした者~~ 異動の日の前日における俸給月額号俸を総長の定めるところにより調整した場合に得られる俸給月額号俸

2 前項の規定によるその者の俸給月額号俸が新たに教職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の俸給月額号俸とすることができる。

3 第20条及び第21条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した教職員の俸給月額号俸については適用しない。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 教職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第22条第2項の規定は、前項の規定により教職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(俸給表の適用を異にする異動をした教職員の俸給月額号俸)

第25条 ~~前条に規定する異動をした教職員の当該異動後の俸給月額~~は次の各号に掲げる区分に応じ、~~当該各号に定める俸給月額とする。~~第23条第1項の規定(第3号の規定を除く。)及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした教職員の異動後の号俸について準用する。この場合において、第23条第1項第1号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と、同項第2号中「総長が別に定める者(次号に掲げるものを除く。)」とあるのは「総長の定める者」と読み替えるものとする。

- (1) ~~基準日以後新たに教職員となった者(次号に掲げる者を除く。)~~ 新たに教職員となった時(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得した時)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる俸給月額

~~(2) 基準日以後に新たに教職員となった者のうち、その俸給月額の決定について第11条第3項又は第16条の規定の適用を受けた者（総長の定める基準に従い、前号の基準に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる俸給月額）~~

~~2 前項の規定によるその者の俸給月額が新たに教職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の俸給月額とすることができる。~~

~~（新たに教職員となった者の昇給期間の短縮）~~

~~第26条 新たに教職員となった者のうち次の各号に掲げる者については、その者の職員となった後の最初の昇給に係る昇給期間を当該各号に定める期間短縮することができる。~~

~~(1) 俸給月額の決定について初任給基準表の試験欄の「短大卒」の区分（総長が定めるこれに相当する区分を含む。）の適用を受けた者（第14条第1項第2号及び第5号に掲げる者並びに同項第3号に掲げる者で基準号俸が職務の級の最低の号俸であるものを除く。） 6月~~

~~(2) 学歴免許等の資格が特殊であること等により他の教職員との均衡上特に必要があると認められる者で総長が定めるもの 総長の定める期間~~

~~2 新たに教職員となった者のうち、第11条第3項又は第16条から第17条までの規定によりその俸給月額を決定された者で部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるものについては、総長の定めるところにより、その者の教職員となった後の最初の昇給に係る昇給期間を総長の定める期間短縮することができる。~~

~~（昇格又は降格した教職員の昇給期間の短縮）~~

~~第27条 昇格し、又は降格した教職員（第22条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した教職員を除く。）のうち次の各号に掲げる教職員については、当該昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間を当該各号に定める期間短縮することができる。~~

~~(1) 第20条第1項第1号の規定により昇格後の俸給月額を決定された教職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が同号の規定により昇格した職務の級の最低の号俸に決定されることとなる号俸中最上位の号俸であるもの 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）~~

~~(2) 第20条第1項第2号若しくは第2項第2号又は第21条第1項第1号若しくは第2号の規定により昇格又は降格後の俸給月額を決定された教職員 昇格し、又は降格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）~~

~~(3) 第20条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された教職員（その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が2以上ある場合のいずれかの号俸である職員を除く。） 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）~~

~~(4) 第20条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定され~~

~~た教職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が当該各号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が2又は3ある場合の最上位の号俸であるもの~~ 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間(その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間)

~~(5) 第20条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された教職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が2ある場合(当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる俸給月額が3以上ある場合を除く。)~~の下位の号俸であるもの 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間が6月を超える場合に限り、3月

~~(6) 第20条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された教職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が3ある場合(当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる俸給月額が4以上ある場合を除く。)~~の中位の号俸であるもの 3月(昇格した日の前日における号俸を受けていた期間が3月未満であるときは、その期間に相当する期間)

~~(7) 第20条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された教職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる俸給月額が4以上ある場合の最下位の号俸以外の号俸であるもの~~ 総長の定める期間

~~(8) 第20条第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項第4号若しくは第5号又は第21条第1項第3号若しくは同条第3項の規定により昇格又は降格後の俸給月額を決定された教職員~~ 総長の定める期間

~~2 前条、前項、次条、第29条、第38条第1項、第41条又は第42条の規定により昇給期間を短縮されている教職員がその予定の昇給時期以前に昇格し、又は降格した場合における前項の規定の適用については、これらの規定により短縮されている期間と当該昇格又は降格の日の前日における俸給月額を受けていた期間を合算した期間をもって、当該昇格又は降格の日の前日における俸給月額を受けていた期間とする。~~

~~(初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した教職員の昇給期間の短縮)~~

~~第28条 第22条第1項(次項に掲げる者を除く。)~~又は第24条第1項に規定する異動をした教職員については、第23条第1項第1号又は第2号若しくは第25条第1項の規定により異動後の俸給月額を受けることとなったとみなすことができる日から異動日の前日までの期間に相当する期間を当該異動後の最初の昇給に係る昇給期間から短縮することができる。

~~2 第22条第1項に規定する異動をした教職員で、異動後の俸給月額を第23条第1項第3号の規定により決定されたものについては、異動の日の前日における俸給月額を受けていた期間に相当する期間を当該異動後の最初の昇給に係る昇給期間から短縮することができる。~~

~~(その他の昇給期間の短縮)~~

~~第29条 第40条の規定により俸給月額を決定された教職員若しくはこれに準ずる教職~~

~~員で部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるものについては、当該俸給月額
の決定後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。~~

~~(昇給についての勤務成績の証明日)~~

~~第3-0-26条 給与規程第8条第1号項又は次条の規定による昇給は、昇給させようとする
者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行
わなければならない。定める日は、第32条又は第33条に定めるものを除き、毎年1
月1日(以下「昇給日」という。)とする。~~

~~2 前項の場合において、現に受ける俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けるに至
った時から次に定める事由以外の事由によって昇給期間の6分の1に相当する期間の日数
を勤務していない教職員その他これに準ずると総長が認める教職員については、その勤
務成績について証明が得られないものとして取り扱うものとする。~~

~~(1) 年次休暇~~

~~(2) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇~~

~~(3) 特別休暇~~

~~(4) 総合的な健康診査を受けるため勤務しないことの承認~~

~~(5) 妊娠中の通勤緩和措置のため勤務しないことの承認~~

~~(6) 妊娠中、出産後の保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことの承認~~

~~(7) 妊娠中の休息、補食のため勤務しないことの承認~~

~~(8) 研究休職~~

~~(9) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病にかかる病気休職~~

~~(10) 生理日の就業が著しく困難であることによる病気休暇(連続する最初の2暦日に限
る。)~~

~~(最高の号俸を超える昇給)~~

~~第31条 職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける教職員がその
現に受ける俸給月額を受けるに至った時から給与規程第8条第3号ただし書に規定する
期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級の最高の号俸の額とその
1号俸下位の号俸との差額をその者の現に受ける俸給月額に加えた額に昇給させること
ができる。~~

~~(昇給の時期)~~

~~第32条 給与規程第8条第1号又は前条の規定による昇給の時期は、1月1日、4月1
日、7月1日、10月1日とする。~~

~~(特別昇給定数内の特別昇給)~~

~~第33条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、給与規程第8条第1号若し
くは第4号本文又は第31条の規定にかかわらず、次項の特別昇給定数の範囲内で、上
位の号俸(同条の規定の例により得られる職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を含
む。以下次条において同じ。)に昇給させることができる。~~

~~(1) 勤務評定記録書に記録されている教職員の勤務実績に係る評価が国立大学法人京都
大学教職員の勤務評定に関する規程第13条第1項の規定により上位の段階に決定さ
れ、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性が優秀である場合~~

~~(2) 勤務評定を実施しないこととされている教職員の勤務成績がこれを判定するに足
ると認められる事実に基づいて前号の場合に相当する勤務成績であると証明された場合~~

~~2 前項の規定による昇給に係る特別昇給定数は、一の年度(4月1日から翌年の3月31~~

~~目までをいう。以下同じ。)について、現員に100分の10を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で、総長が定める。~~

~~第34条 前条第1項第1号に該当する職員若しくはこれに準ずる教職員又は同項第2号に該当する教職員が相当の期間にわたり特に繁忙な業務に精励した場合、極めて特殊の知識、経験等に基づきこれらを直接必要とする困難な業務に精励した場合その他これに準ずると総長が認める事由に該当した場合において、当該教職員の職務に対する貢献が顕著であると認められるときは、給与規程第8条第1号若しくは第4号本文又は第31条の規定にかかわらず、次項の特別昇給定数の範囲内で上位の号俸に昇給させることができる。~~

~~2 前項の規定による昇給に係る特別昇給定数は、一の年度について現員に100分の5を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で、総長が定める。~~

~~(特別昇給の適用除外)~~

~~第35条 第33条第1項及び前条第1項の規定による昇給は、次に掲げる教職員については、行うことができない。~~

~~(1) 試用期間中の教職員及び育児休業に伴う任期付教職員~~

~~(2) 休職中の教職員~~

~~(3) 育児休業をしている教職員~~

~~(4) 懲戒処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない教職員~~

~~(5) 第37条に定める昇給の時期以前1年間において、勤務しなかった期間が30日を超える教職員~~

~~(勤務成績の証明)~~

第27条 給与規程第8条第1項の規定による昇給(第32条又は第33条に定めるところにより行うものを除く。第29条及び第30条において同じ。)は、当該教職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない教職員は、昇給しない。

(一般職俸給表(一)の7級以上の教職員に相当する教職員)

第28条 給与規程第8条第2項で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

(1) 教育職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの

(2) 医療職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの

(3) 医療職俸給表(二)の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの

(特定教職員の昇給区分及び昇給の号俸数)

第29条 一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員(以下この条及び次条において「特定教職員」という。)を給与規程第8条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該特定教職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第8に定める特定教職員昇給号俸数表に定める号俸数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定教職員は、昇給しない。

2 特定教職員の昇給区分は、第27条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定教職員が次の各号に掲げる特定教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定教職員に該当するか否かの判断は、総長の定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が極めて良好である特定教職員 A

- (2) 勤務成績が特に良好である特定教職員 B
- (3) 勤務成績が良好である特定教職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない特定教職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない特定教職員 E

3 次の各号に掲げる特定教職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 総長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに教職員となった特定教職員にあっては、新たに教職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定教職員(前項第5号に該当する特定教職員及び次号に掲げる特定教職員を除く。) D

(2) 総長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定教職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定教職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ総長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 前3項の規定により昇給区分を決定する特定教職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定教職員の数の割合は、総長の定める割合に概ね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに教職員となった特定教職員又は同日後に第20条第3項、第23条第2項(第25条において準用する場合を含む。)若しくは第 条の規定により号俸を決定された特定教職員の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに教職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(総長の定める特定教職員にあっては、総長の定める号俸数)とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる特定教職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第22条に規定する異動をした特定教職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる特定教職員の昇給の号俸数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

8 1の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定教職員の昇給の号俸数の合計は、特定教職員の定員、第5項の総長の定める割合等を考慮して総長の定める号俸数を超えてはならない。

(特定教職員以外の教職員の昇給の号俸数)

第30条 特定教職員以外の教職員を給与規程第8条第1項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号俸数の基準については、当分の間、別に定める。

(研修、表彰等による特別昇給昇給)

~~第3-6-3 1条~~ 勤務成績の特にが良好なである教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、給与規程第8条第1号若しくは第4号本文又は第3-1条の規定にかかわらず、~~上位の号俸に~~総長の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与規程第8条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績のあったことにより、又は職務のため顕著な功勞のあったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
(特別昇給の時期)

~~第3-7条~~ ~~第3-3条第1項、第3-4条第1項又は前条の規定による昇給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。~~

- ~~(1) 第3-3条第1項の規定による昇給 第3-2条に定める昇給の時期~~
- ~~(2) 第3-4条第1項の規定による昇給 同項の規定による昇給の基礎となる事由に該当した日以後1年以内の第3-2条に定める昇給の時期~~
- ~~(3) 前条第1号及び第2号の規定による昇給 成績が認定された日若しくは表彰若しくは顕彰を受けた日又はこれらの日から同日以後の直近の第3-2条に定める昇給の時期までの日~~
(特別昇給をした教職員の昇給期間の短縮)

~~第3-8条~~ ~~第3-3条第1項、第3-4条第1項又は第3-6条第1号若しくは第2号の規定による昇給(以下この条において「特別昇給」という。)をした教職員については、当該特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間短縮することができる。~~

- ~~(1) 特別昇給が第3-3条第1項又は第3-4条第1項の規定によるものである場合 当該特別昇給の直前の俸給月額を受けていた期間を超えない範囲内の期間~~
- ~~(2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該特別昇給の直前の俸給月額を受けていた期間を超えない範囲内で総長が定めた期間~~

~~2-第2-6条、第2-7条第1項、第2-8条、2-9条、前項、第4-1条又は第4-2条の規定により昇給期間を短縮されている教職員がその予定の昇給時期以前に特別昇給をした場合における前項の規定の適用については、これらの規定により短縮している期間と当該特別昇給の直前の俸給月額を受けていた期間を合算した期間をもって、当該特別昇給の直前の俸給月額を受けていた期間とする。~~

(特別の場合の特別昇給昇給)

~~第3-9-3 2条~~ 勤務成績の特にが良好なである教職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に総長が必要とがあると認められた場合には、給与規程第8条第1号若しくは第4号本文又は第3-1条の規定にかかわらず、~~上位の号俸に~~あらかじめ総長の承認を得て、総長の定める日に、給与規程第8条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号俸を受ける教職員についての適用除外)

~~第3-3条~~ ~~第2-6条から前条までの規定は、職務の級の最高の号俸を受ける教職員には、適用しない。~~

(上位資格の取得等の場合の俸給月額号俸の決定)

~~第4-0-3-4条~~ 教職員が新たに教職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第20条第43項~~又は第23条第2項又は第25条第2項(第25条において準用する場合を含む。)~~の規定の適用を受ける場合を除く。)又はこれに準ずると総長が認める場合に該当するときは、その者の俸給月額号俸を総長の定めるところにより上位の俸給月額号俸に決定することができる。

(復職時等における俸給月額号俸の調整等)

~~第4-1-3-5条~~ 休職にされた教職員が復職し、育児休業をしていた教職員若しくは介護休業をしていた教職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間(以下「調整期間」という~~。~~)を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)又は復職等の日から1年以内の第32条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に総長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

~~2 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。~~

(俸給の訂正)

~~第4-2-3-6条~~ 教職員の俸給の決定に誤りがあり、総長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正(昇給期間の短縮を含む~~。~~)を将来に向かって行うことができる。

(従前の試験により採用された者の取扱)

~~第4-3-3-7条~~ 平成16年4月1日前に国家公務員法の規定に基づいて告知された競争試験又は人事院がこれに準ずると認めた試験の結果に基づいて国家公務員等となった者から引き続き教職員となった者は、この細則の規定の適用については、正規の試験の結果に基づいて国家公務員等となった者から引き続き教職員となった者とみなす。

2 前項に規定する教職員に級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分を適用する場合は、それぞれ次の表に定めるところによる。

教 職 員	適用される「正規の試験」の区分
国家公務員採用 種試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて教職員となった者	種
国家公務員採用 種試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて教職員となった者	種
国家公務員採用 種試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて教職員となった者	種

(雑則)

~~第4-4-3-8条~~ この細則に定めるもののほか、初任給、昇格、昇給等の基準に関する運用・解釈等については、総長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
(経過規定)
- 2 国立大学法人の成立の際現に京都大学の教職員である者が国立大学法人京都大学の教職員となる際の俸給月額は、第11条第3項の規定に準じて決定するものとする。
- 3 平成15年度国家公務員採用 種試験合格者で平成16年4月1日に国立大学法人京都大学の教職員に採用となる者の俸給月額は、当該試験の合格日に正規の試験に合格したものとみなして、この細則の規定に基づき決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
(改正給与規程附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)
- 2 国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成17年達示第 号)附則第 条の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた教職員(当該職務の級を一般職俸給表(一)の10級に定められた教職員を除く。次項及び第4項において「改正給与規程附則第2項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる教職員に対するこの細則による改正後の細則(以下「新細則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
 - (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が一般職俸給表(一)の2級若しくは5級又は一般職俸給表(二)の4級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
 - (2) 前号に掲げる教職員以外の教職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 改正給与規程附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新細則第18条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、一般職俸給表(一)2級若しくは5級又は一般職俸給表(二)の4級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった教職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成17年達示第 号)附則第 条の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同給与規程附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった教職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。
(改正給与規程附則第2項適用職員の切替日における昇格又は降格の特例)
- 4 改正給与規程附則第2項適用職員のうち、切替日に昇格又は降格した教職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして新細則第20条又は第21条の規定を適用する。
(初任給に関する経過措置)

5 平成19年1月1日以後に新たに教職員となり、その者の号俸の決定について細則第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに教職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号俸(以下この項において「特定号俸」という。)の号数から同細則第11条第1項の規定による号俸(同細則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。)の号数を減じた数を4(新たに教職員となった者が同細則第29条第1項に規定する特定教職員であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号俸は、同細則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の10月1日(同細則第29条第1項に規定する特定教職員にあっては、同年の8月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における同細則第26条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

(平成19年1月1日までの間における特定教職員の昇給の号俸数の特例)

6 平成19年1月1日までの間における細則第29条第1項、第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第1項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE(給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける特定教職員にあっては、C、D又はE)」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後に新たに教職員となった特定教職員又は同日後に第20条第3項、第23条第2項(第25条において準用する場合を含む。)若しくは第35条の規定により号俸を決定された特定教職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定教職員」と、「その者の新たに教職員となった日又は号俸を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新たに教職員となった特定教職員又は同日後に第20条第3項、第23条第2項(第25条において準用する場合を含む。)若しくは第35条の規定により号俸を決定された特定教職員にあっては、新たに教職員となった日又は号俸を決定された日)」とする。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における特定教職員の昇給の号俸数の特例)

7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における細則第29条第1項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「E(給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける特定教職員にあっては、D又はE)」とする。

(平成19年1月1日における一般教職員の昇給の号俸数等)

8 平成19年1月1日において、特定教職員(細則第29条第1項に規定する特定教職員をいう。)以外の教職員(以下「一般教職員」という。)を給与規程第8条第1項の規定による昇給(同細則第32条又は第33条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数(同項において「基準号俸数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切

替日後に新たに教職員となった一般教職員又は切替日後に同細則第20条第3項、第23条第2項(第25条において準用する場合を含む。)若しくは第35条の規定により号俸を決定された一般教職員にあっては、新たに教職員となった日又は号俸を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(総長の定める一般教職員にあっては、総長の定める号俸数)とする。この場合において、次に掲げる一般教職員は、昇給しない。

(1) この項の規定による号俸数が零となる一般教職員

(2) 給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける一般教職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般教職員に該当するもの

(3) 次項第3号に掲げる一般教職員(給与規程第8条第3項の規定の適用を受けるものを除く。)で総長が昇給させることが相当でないと認めるもの

9 一般教職員の基準号俸数は、細則第27条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般教職員が、次の各号に掲げる一般教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である一般教職員 8号俸以上(給与規程第8条第7項の規定の適用を受ける一般教職員にあっては、4号俸以上)

(2) 勤務成績が良好である一般教職員 4号俸

(3) 勤務成績が良好であると認められない一般教職員 3号俸以下

10 総長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間(当該期間の中途において新たに教職員となった一般教職員にあっては、新たに教職員となった日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般教職員その他総長の定める一般教職員については、前項第3号に掲げる一般教職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

11 附則第8項の規定による昇給の号俸数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から同日の前日にその者が受けていた号俸(同月1日において職務の級を異にする異動又は細則第22条に規定する異動をした一般教職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる一般教職員の昇給の号俸数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

12 附則第9項第1号に掲げる一般教職員に該当するものとして決定する一般教職員の昇給の号俸数の合計は、一般教職員の定員等を考慮して総長の定める号俸数を超えてはならない。

改正後

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

一般職俸給表（一） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う一般職員の職務
2級	主任の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う一般職員の職務
3級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
4級	1 課長補佐の職務 2 困難な業務を処理する係長の職務
5級	1 課長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務
6級	困難な業務を所掌する課長の職務
7級	部長の職務
8級	重要な業務を所掌する部長の職務
9級	総長が別に定める
10級	総長が別に定める

一般職俸給表（二） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	(略)
2級	(略)
3級	1 数名の電話交換手を直接指揮監督する組長又は高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換手の職務 2 数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 3 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 4 相当数の守衛若しくは巡視を直接指揮監督する守衛長若しくは巡視長又は特に困難な業務を行う守衛若しくは巡視の職務 5 相当数の用務員等を直接指揮監督する主任の職務
5級	1 多数の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務 2 多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は特に困難な業務を行う一般技能職員の職務 3 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 4 多数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務
6級	1 極めて多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務 2 極めて多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務

改正前

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

一般職俸給表（一） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
5級	困難な業務を分掌する係の長の職務
6級	1 課長補佐の職務 2 相当困難な業務を分掌する係の長の職務
7級	1 課長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務
8級	相当困難な業務を所掌する課の長の職務
9級	部長の職務
10級	重要な業務を所掌する部の長の職務
11級	特に重要な業務を所掌する部の長の職務

一般職俸給表（二） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	(略)
2級	(略)
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 4 特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 5 相当数の用務員等を直接指揮監督する主任の職務
4級	1 数名の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務 2 数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務 3 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 4 相当数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務
5級	1 多数の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務 2 多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は特に困難な業務を行う一般技能職員の職務 3 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 4 多数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務
6級	1 極めて多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務 2 極めて多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務

教育職俸給表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	(略)
2級	(略)
3級	(略)
4級	(略)
5級	(略)
6級	総長が別に定める

教育職俸給表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	(略)
2級	(略)
3級	(略)
4級	(略)
5級	(略)

改正後

別表第2 級別資格基準表（第四条関係）

一般職俸給表（一） 級別資格基準表

試験	学歴 免許等	職務の級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
正規の試験	I種	大学卒			4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	5	9	11	13					
	統一試験	大学卒		3	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	II種		0	3	7	11	13	15				
III種	高校卒			8	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	8	12	16	18	20				
その他	中学卒			9	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			3	12	16	20	22	24				

注) (略)

一般職俸給表（二） 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	
技能職員	高校卒			6	別に定める	別に定める	別に定める
			0	6			
	中学卒			9	別に定める	別に定める	別に定める
			0	9			
労務職員(甲)	中学卒			別に定める	別に定める	別に定める	
		0					
労務職員(乙)	中学卒			別に定める	別に定める		
		0					

備考 (略)

教育職俸給表 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
教授	大学卒				3		別に定める
				6	9	16	
	短大卒				3		別に定める
				9	12	19	
助教授	大学卒			6	3		
			2.5	6	9		
	短大卒			6	3		
		0	9	12			

改正前

別表第2 級別資格基準表（第四条関係）

一般職俸給表（一） 級別資格基準表

試験	学歴 免許等	職務の級											
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	
正規の試験	I種	大学卒				4	2	2	2	2	別に定める	別に定める	別に定める
					0	5	7	9	11	13			
	統一試験	大学卒			3	4	2	2	2	2	別に定める	別に定める	別に定める
	II種			0	3	7	9	11	13	15			
III種	高校卒			5	3	4	2	2	2	2	別に定める	別に定める	別に定める
			0	5	8	12	14	16	18	20			
その他	中学卒			6	3	4	2	2	2	2	別に定める	別に定める	別に定める
			3	9	12	16	18	20	22	24			

注) (略)

一般職俸給表（二） 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
技能職員	高校卒			6	別に定める	別に定める	別に定める
			0	6			
	中学卒			9	別に定める	別に定める	別に定める
			0	9			
労務職員(甲)	中学卒			別に定める	別に定める	別に定める	
		0					
労務職員(乙)	中学卒			別に定める	別に定める		
		0					

備考 (略)

教育職俸給表 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
教授	大学卒				3	別に定める
				0	9	
	短大卒				3	別に定める
				0	12	
助教授	大学卒			6	3	
			0	6	9	
	短大卒			6	3	
		0	9	12		

講師	大学卒			<u>6</u>			
		<u>0</u>	<u>6</u>				
	短大卒			<u>6</u>			
		<u>2.5</u>	<u>9</u>				
助手	大学卒						
		<u>0</u>					
	短大卒		<u>2.5</u>				
		<u>0</u>	<u>2.5</u>				
教務職員	大学卒						
		<u>0</u>					
	短大卒						
		<u>0</u>					

講師	大学卒			<u>6</u>			
		<u>0</u>	<u>6</u>				
	短大卒			<u>6</u>			
		<u>0</u>	<u>9</u>				
助手	大学卒						
		<u>0</u>					
	短大卒		<u>2.5</u>				
		<u>0</u>	<u>2.5</u>				
教務職員	大学卒						
		<u>0</u>					
	短大卒						
		<u>0</u>					

改正後

別表第3 学歴免許等資格区分表 (第5条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	
基準 学歴区分	学歴区分		
1 大学卒	一 博士課程修了 (大学6卒後相当)	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了(大学6卒後のものに限る。) (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院課程の修了(修士の学位を取得後若しくは博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。))において修士課程修了の要件を満たしていると認められた後に医学又は歯学に関する課程を修了した者に限る。 (3) 学校教育法第68条の2第2項又は第3項の規定による博士の学位(医学又は歯学に関する学位に限る。) (4) 外国における博士の学位に相当する学位(通算修学年数が22年以上で、医学又は歯学に関する学位に限る。)	
	二 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 学校教育法第68条の2第2項又は第3項の規定による博士の学位 (3) 外国における博士の学位に相当する学位(通算修学年数が21年以上となるものに限る。)	
	三 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定による修士の学位 (3) 学校教育法による大学院の博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。))において修士課程修了の要件を満たしていると認められたもの (4) 外国における修士の学位に相当する学位(通算修学年数が18年以上となるものに限る。)	
	四 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了	
	五 大学6卒	(略)	
	六 大学専攻科卒	(略)	
	七 大学4卒	(略)	
	2 短大卒	一 短大3卒	(略)
		二 短大2卒	(略)
		三 短大1卒	(略)
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(略)	
	二 高校3卒	(略)	
	二 高校2卒	(略)	
4 中学卒	中学卒	(略)	

備考 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護師学校及び准看護師養成所を含む。

改正前

別表第3 学歴免許等資格区分表 (第5条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準 学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(略)
	四 大学専攻科卒	(略)
	五 大学4卒	(略)
2 短大卒	一 短大3卒	(略)
	二 短大2卒	(略)
	三 短大1卒	(略)
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(略)
	二 高校3卒	(略)
4 中学卒	二 高校2卒	(略)
	中学卒	(略)

備考 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護師学校及び准看護師養成所を含む。

改正後

別表第5 修学年数調整表（第7条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程修了 (大学6卒後相当)	22年	+6年	+8年	+10年	+13年
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程 修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

1～3（略）

4 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について総長が別段の定めをした職員については、総長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

改正前

別表第5 修学年数調整表（第7条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

1～3（略）

4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について総長が別段の定めをした職員については、総長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

改正後

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

一般職俸給表（一） 初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	正規の試験		1級25号俸
	その他	高校卒	1級1号俸

一般職俸給表（二） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級17号俸
	中学卒	1級9号俸
労務職員（甲）		1級17号俸から1級49号俸まで
労務職員（乙）		1級1号俸から1級29号俸まで

備考 1～3（略）

職種	経験年数	初任給
労務職員（甲）	11年以上20年未満	1級53号俸から1級73号俸まで
	20年以上	1級77号俸及び1級81号俸まで
労務職員（乙）	8年以上14年未満	1級33号俸から1級45号俸まで
	14年以上	1級49号俸から1級57号俸まで

注（略）

4 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「1級1号俸から1級33号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員（乙）	9年以上18年未満	1級37号俸から1級57号俸まで
	18年以上	1級61号俸から1級69号俸まで

注（略）

5 別表第2の一般職俸給表（二）級別資格基準表の備考第1項第1号の（2）から（5）までに掲げる者のうち、新たに教職員となった者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第11条の規定の適用については、1級17号俸から1級29号俸までの範囲内で部内の他の教職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

6 前項の規定の適用を受けた教職員については、第13条の規定は適用しないものとし、これらの教職員に第14条第1項の規定を適用する場合には、同項中「5年を超える経験年数」とあるのは「2年を超える経験年数」と、同項第4号中「経験年数」とあるのは「経験年数から3年を減じた経験年数」とする。

7 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

改正前

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

一般職俸給表（一） 初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	正規の試験		2級2号俸
	その他	高校卒	1級2号俸

一般職俸給表（二） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級6号俸
	中学卒	1級4号俸
労務職員（甲）		1級6号俸から1級14号俸まで
労務職員（乙）		1級2号俸から1級9号俸まで

備考 1～3（略）

職種	経験年数	初任給
労務職員（甲）	11年以上20年未満	1級15号俸から1級20号俸まで
	20年以上	1級21号俸及び1級22号俸
労務職員（乙）	8年以上14年未満	1級10号俸から1級13号俸まで
	14年以上	1級14号俸から1級16号俸まで

注（略）

4 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「1級2号俸から1級10号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員（乙）	9年以上18年未満	1級11号俸から1級16号俸まで
	18年以上	1級17号俸から1級19号俸まで

注（略）

5 別表第2の一般職俸給表（二）級別資格基準表の備考第1項第1号の（2）から（5）までに掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第11条の規定の適用については、1級6号俸から1級9号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

6 前項の規定の適用を受けた職員については、第13条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第14条第1項の規定を適用する場合には、同項中「5年までの年数」とあるのは「2年までの年数」と、同項第4号中「経験年数」とあるのは「経験年数から3年を減じた経験年数」とする。

7 別表第2の一般職俸給表（二）級別資格基準表の備考第1項第1号に掲げる者の第14条第1項の規定による号俸は、同項ただし書の規定にかかわらず、同号の（1）に掲げる者にあつては、その者の職務の級が1級であるときは1級13号俸まで、2級であるときは2級6号俸まで、同号の（2）から（5）までに掲げる者にあつては、その者の職務の級が1級であるときは1級19号俸まで、2級であるときは2級12号俸までの範囲内の号俸とすることができる。

8 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資によるものとする。

教育職俸給表 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助 手	博士課程修了 (大学6卒後相当)	2級37号俸
	博士課程修了	2級31号俸
	修士課程修了 大学6卒 専門職学位課程修了	2級13号俸
	大学卒	2級 1号俸
教務職員	博士課程修了 (大学6卒後相当)	1級49号俸
	博士課程修了	1級43号俸
	修士課程修了 大学6卒 専門職学位課程修了	1級25号俸
	大学卒	1級13号俸
	短大卒	1級 1号俸

教育職俸給表 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助 手	博士課程修了 (大学6卒後の ものに限る。)	2級11号俸
	博士課程修了	2級 9号俸
	修士課程修了 大学6卒	2級 5号俸
	大学卒	2級 2号俸
教務職員	博士課程修了 (大学6卒後の ものに限る。)	1級14号俸
	博士課程修了	1級12号俸
	修士課程修了 大学6卒	1級 8号俸
	大学卒	1級 5号俸
	短大卒	1級 2号俸

医療職俸給表 (一) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学卒	2級1号俸
栄養士	大学卒	2級1号俸
	短大卒	1級11号俸
診療放射線技師	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
臨床検査技師	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
衛生検査技師	大学卒	2級1号俸
	短大卒	1級11号俸
臨床工学技士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
理学療法士 作業療法士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
視能訓練士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
言語聴覚士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
義肢装具士	短大3卒	1級17号俸
歯科衛生士	短大卒	1級11号俸
	高校専攻科卒	1級7号俸
歯科技工士	短大卒	1級11号俸

医療職俸給表 (一) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学卒	2級2号俸
栄養士	大学卒	2級2号俸
	短大卒	1級4号俸
診療放射線技師	大学卒	2級2号俸
	短大3卒	1級6号俸
臨床検査技師	大学卒	2級2号俸
	短大3卒	1級6号俸
衛生検査技師	大学卒	2級2号俸
	短大卒	1級4号俸
臨床工学技士	大学卒	2級2号俸
	短大3卒	1級6号俸
理学療法士 作業療法士	大学卒	2級2号俸
	短大3卒	1級6号俸
視能訓練士	大学卒	2級2号俸
	短大3卒	1級6号俸
言語聴覚士	大学卒	2級2号俸
	短大3卒	1級6号俸
義肢装具士	短大3卒	1級6号俸
歯科衛生士	短大卒	1級4号俸
	高校専攻科卒	1級3号俸
歯科技工士	短大卒	1級4号俸

	高 校 卒	<u>1 級 1 号俸</u>
あん摩マッサージ 指圧師 はり師 きゆう師 柔道整復師	短大3卒	<u>1 級 1 7 号俸</u>
	短大2卒	<u>1 級 1 1 号俸</u>
	高 校 卒	<u>1 級 1 号俸</u>
その他	高 校 卒	<u>1 級 1 号俸</u>

備考 (略)

医療職俸給表 (二) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師 助産師	大 学 卒	<u>2 級 1 1 号俸</u>
	短大3卒	<u>2 級 5 号俸</u>
看護師	短大3卒	<u>2 級 5 号俸</u>
	短大2卒	<u>2 級 1 号俸</u>
准看護師	准看護師養成所卒	<u>1 級 1 号俸</u>

備考

1・2 (略)

- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

	高 校 卒	<u>1 級 2 号俸</u>
あん摩マッサージ 指圧師 はり師 きゆう師 柔道整復師	短大3卒	<u>1 級 6 号俸</u>
	短大2卒	<u>1 級 4 号俸</u>
	高 校 卒	<u>1 級 2 号俸</u>
その他	高 校 卒	<u>1 級 2 号俸</u>

備考 (略)

医療職俸給表 (二) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師 助産師	大 学 卒	<u>2 級 4 号俸</u>
	短大3卒	<u>2 級 3 号俸</u>
看護師	短大3卒	<u>2 級 3 号俸</u>
	短大2卒	<u>2 級 2 号俸</u>
准看護師	准看護師養成所卒	<u>1 級 2 号俸</u>

備考

1・2 (略)

- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級5号俸、「短大2卒」にあつては2級4号俸とする。

改正後

別表第7 昇格時号俸対応表（第二十条関係）

一般職俸給表(一)昇格時号俸対応表

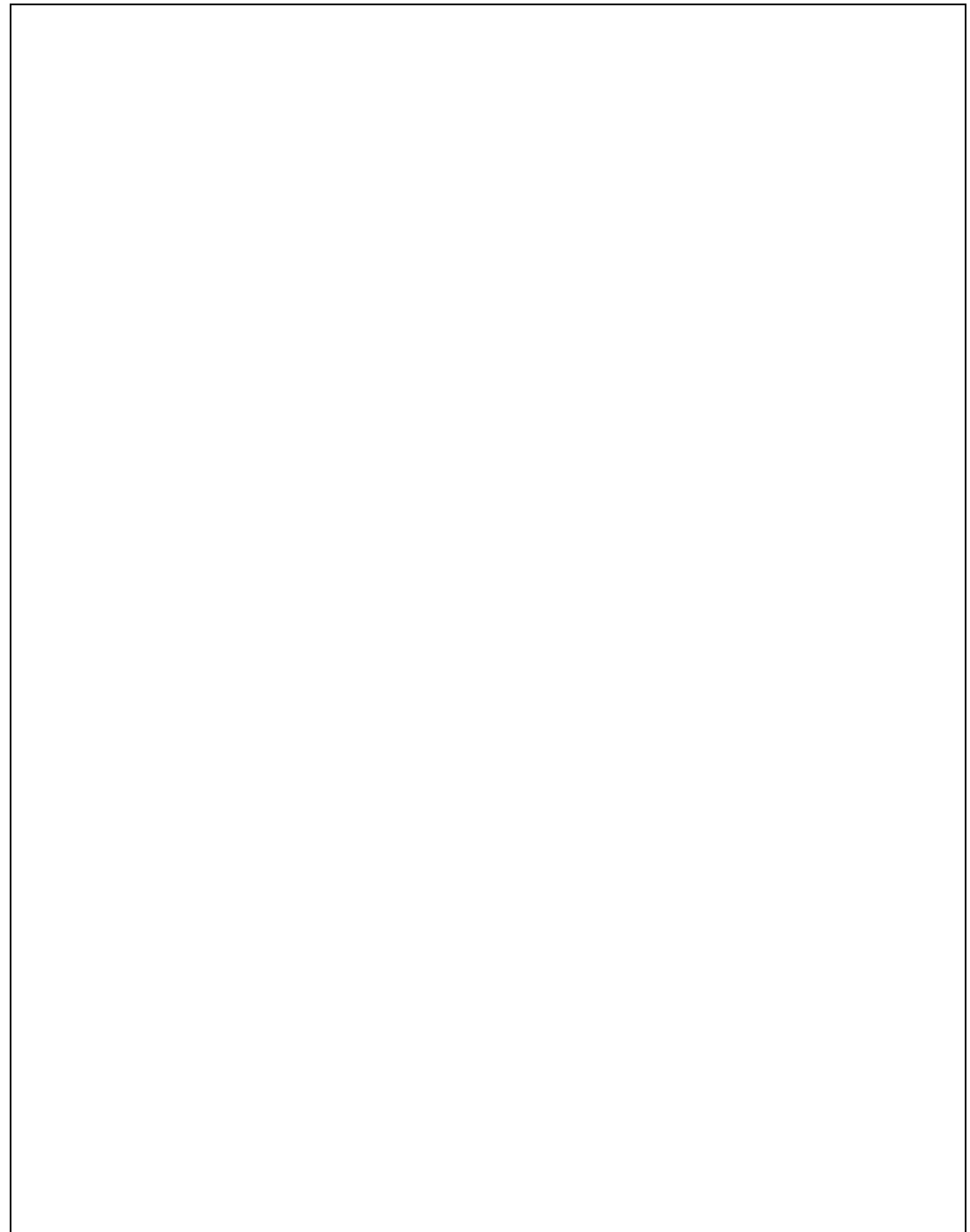
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6

改正前

別表第7 特定級表（第20条関係）

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	4級
一般職俸給表（二）	2級
教育職俸給表	3級
医療職俸給表（一）	3級
医療職俸給表（二）	3級

62	27	43	45	54	47	33			
63	28	44	45	55	48	34			
64	28	44	46	56	48	34			
65	29	45	46	57	49	35			
66	29	45	46	58	49	35			
67	30	46	47	59	50	36			
68	30	46	47	60	50	36			
69	31	47	47	61	51	37			
70	31	47	48	62	51	37			
71	32	48	48	63	52	38			
72	32	48	48	64	52	38			
73	33	49	49	65	53	39			
74	33	49	49	66	54	39			
75	34	49	49	67	55	40			
76	34	49	50	68	56	40			
77	35	50	50	69	57	41			
78	35	50	50	70	58				
79	36	50	51	71	59				
80	36	50	51	72	60				
81	37	51	51	73	61				
82	37	51	52	74	62				
83	38	51	52	75	63				
84	38	51	52	76	64				
85	39	52	53	77	65				
86	39	52	53	78					
87	40	52	53	79					
88	40	52	53	80					
89	41	53	54	81					
90	41	53	54	82					
91	42	53	54	83					
92	42	53	54	84					
93	43	53	55	85					
94		54	55						
95		54	55						
96		54	55						

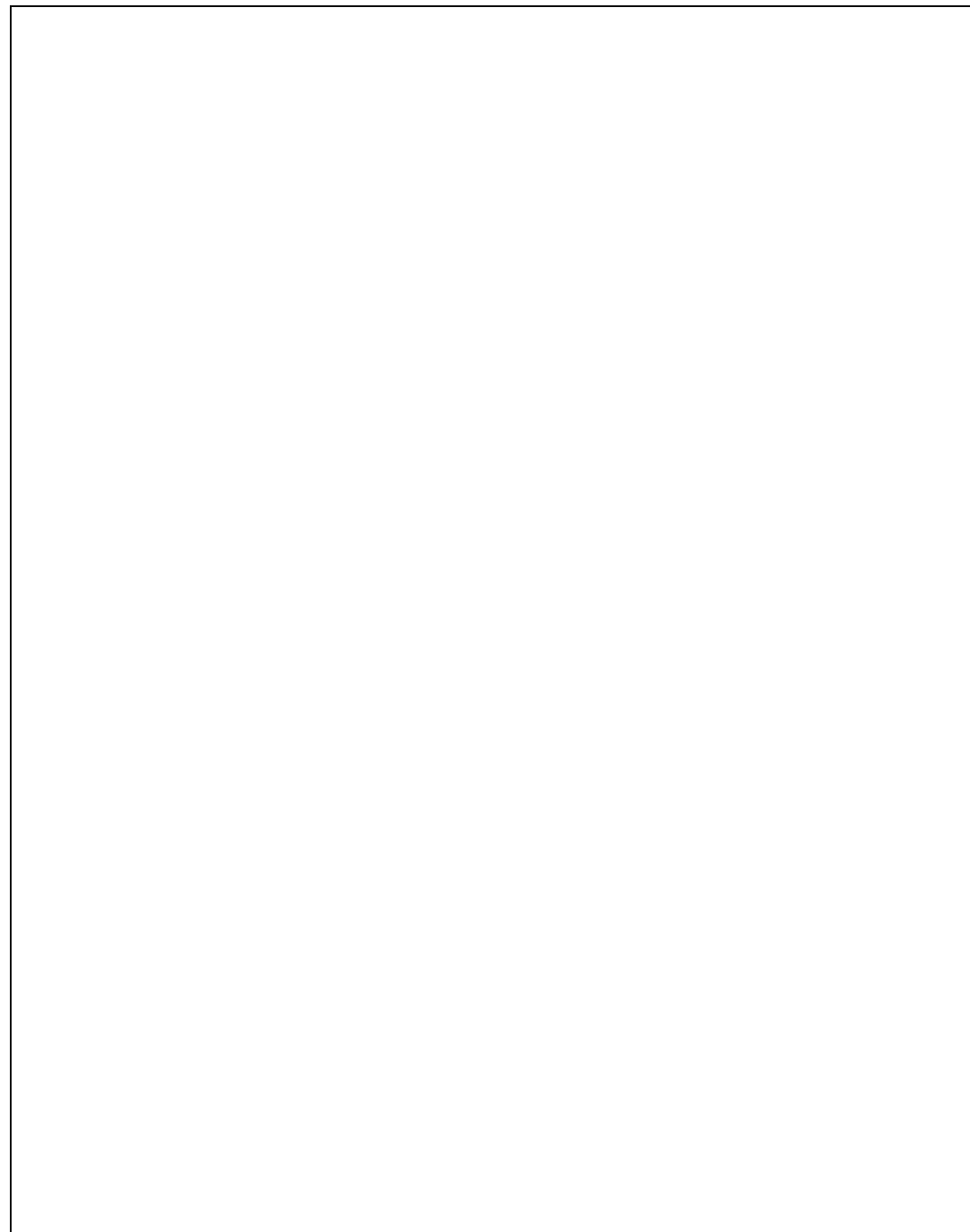


97		54	56						
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	57						
102		55	57						
103		55	58						
104		56	58						
105		56	59						
106		56	59						
107		56	60						
108		56	60						
109		57	61						
110		57	61						
111		57	62						
112		57	62						
113		58	63						
114		58							
115		58							
116		58							
117		59							
118		59							
119		59							
120		59							
121		60							
122		60							
123		60							
124		60							
125		61							

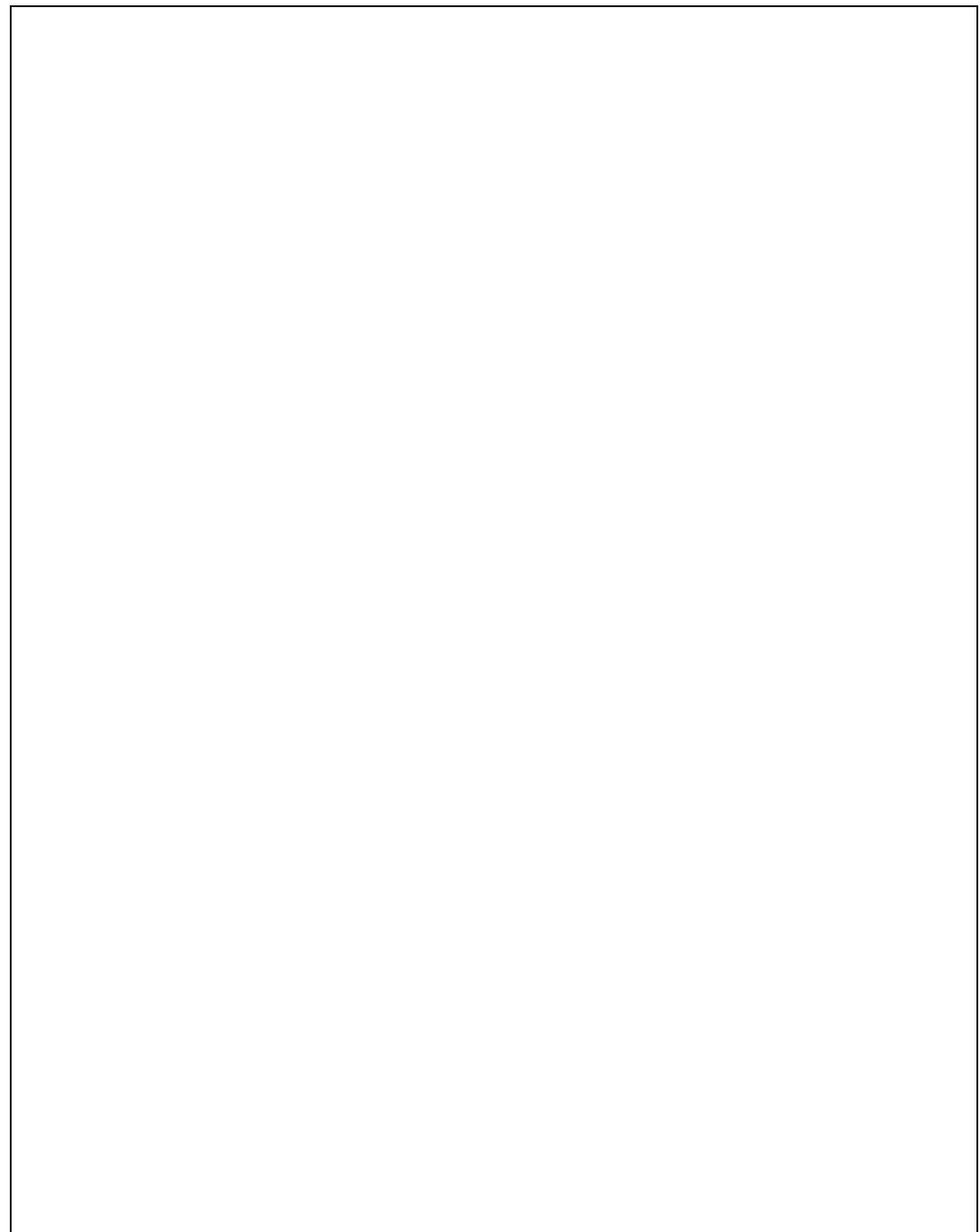
一般職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受 けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級

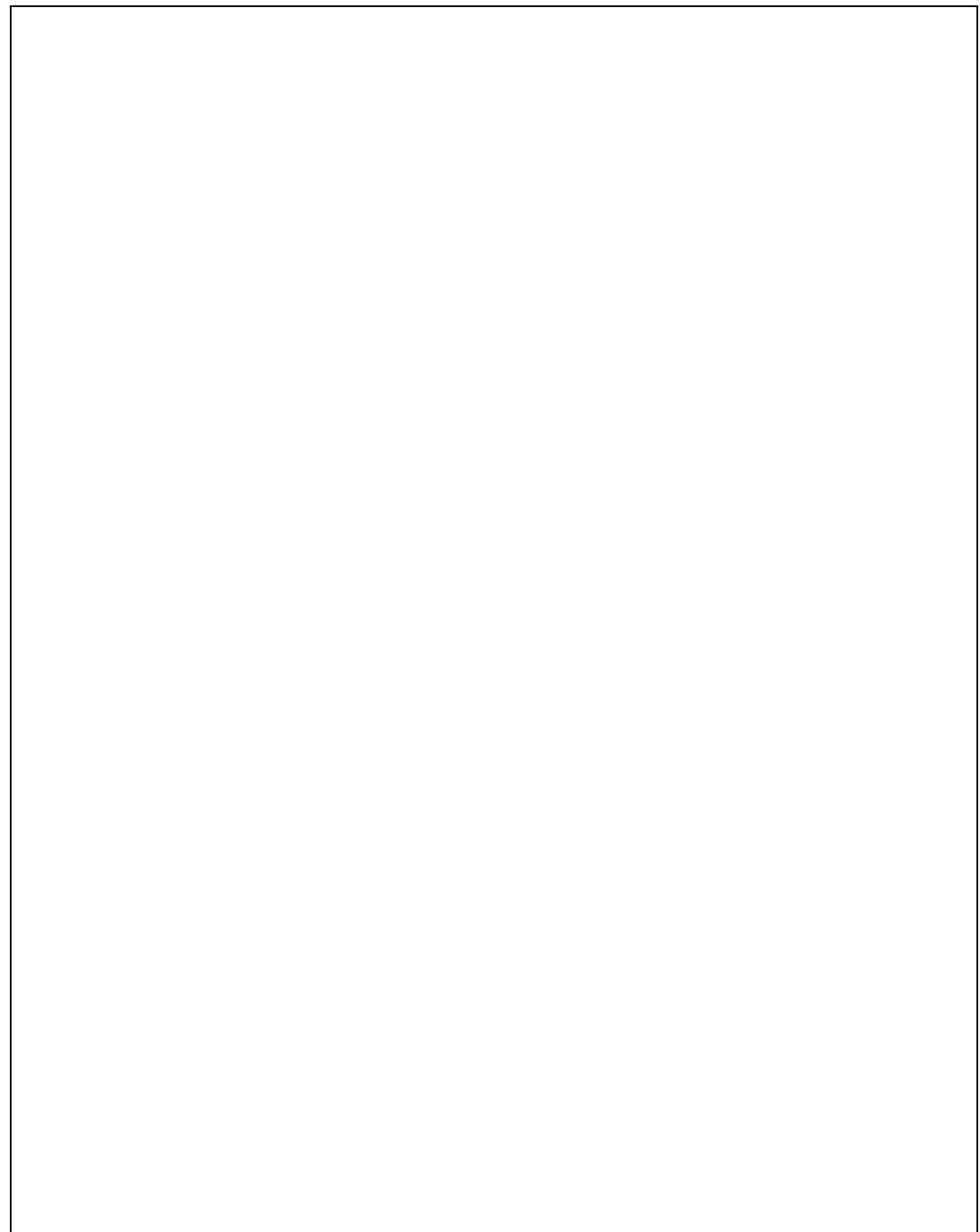
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16



36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32
64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	34
69	33	53	41	34
70	34	53	42	34



71	35	54	43	35
72	36	54	44	35
73	37	55	45	35
74	38	55	46	36
75	39	56	47	36
76	40	56	48	36
77	41	57	49	37
78	41	57	50	37
79	42	58	51	37
80	42	58	52	37
81	43	59	53	38
82	43	59	54	38
83	44	60	55	38
84	44	60	56	38
85	45	61	57	39
86	45	61	58	39
87	46	61	59	39
88	46	62	60	39
89	47	62	61	40
90	47	62	61	40
91	48	63	62	40
92	48	63	62	40
93	49	63	63	41
94	49	64	63	41
95	50	64	64	41
96	50	64	64	42
97	51	65	65	42
98	51	65	65	42
99	52	65	66	43
100	52	65	66	43
101	53	66	67	43
102	53	66	67	
103	53	66	68	
104	54	66	68	
105	54	67	69	



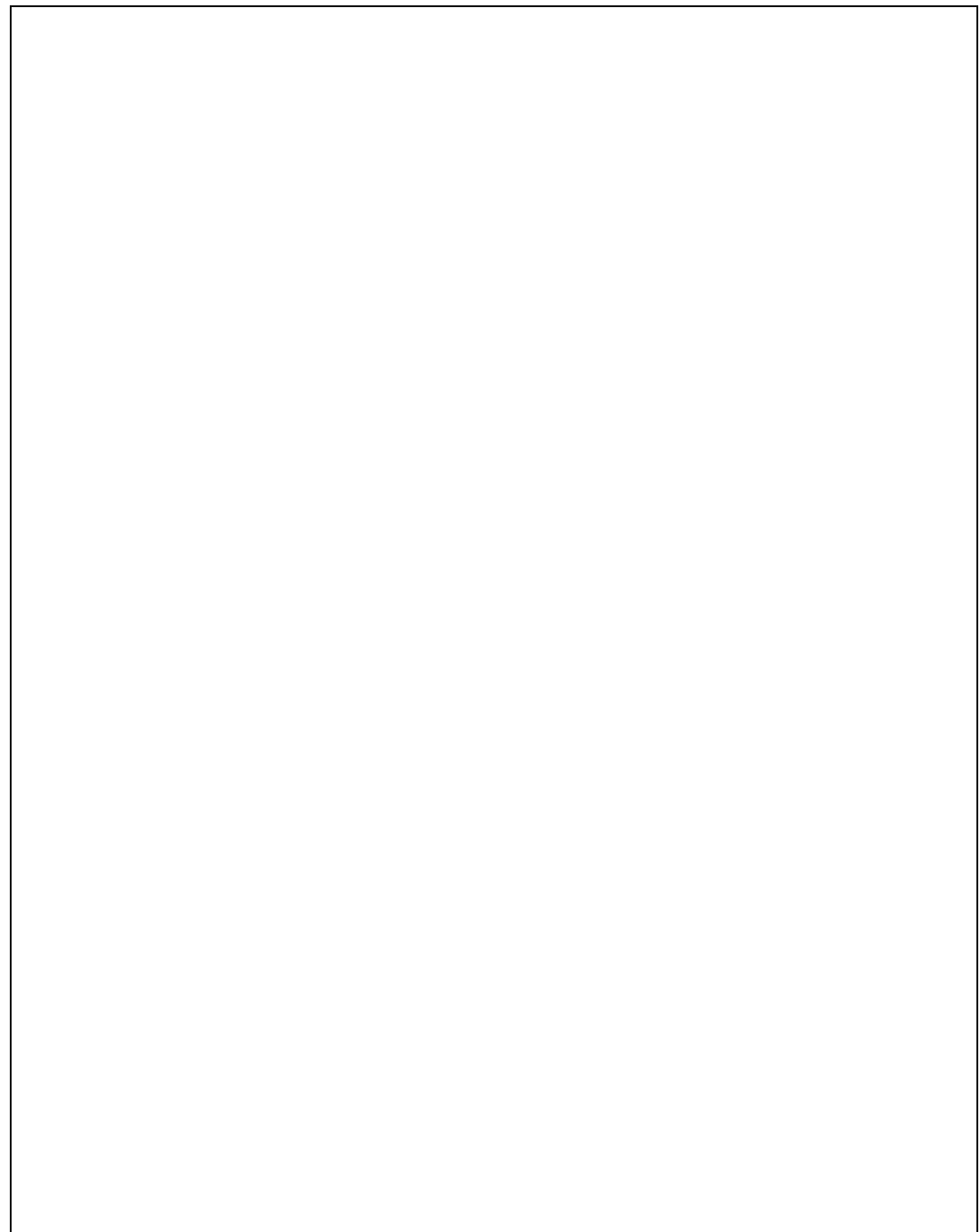
106	54	67	70	
107	55	67	71	
108	55	67	72	
109	55	68	73	
110	56	68	73	
111	56	68	74	
112	56	68	74	
113	57	69	75	
114	57	69	75	
115	58	69	76	
116	58	69	76	
117	59	70	77	
118	59	70	78	
119	60	70	79	
120	60	70	80	
121	61	71	81	
122		71	82	
123		71	83	
124		71	84	
125		72	85	
126		72	85	
127		72	86	
128		72	86	
129		73	87	
130		73	87	
131		73	88	
132		74	88	
133		74	89	
134		74		
135		75		
136		75		
137		75		

教育職俸給表昇格時号俸対応表

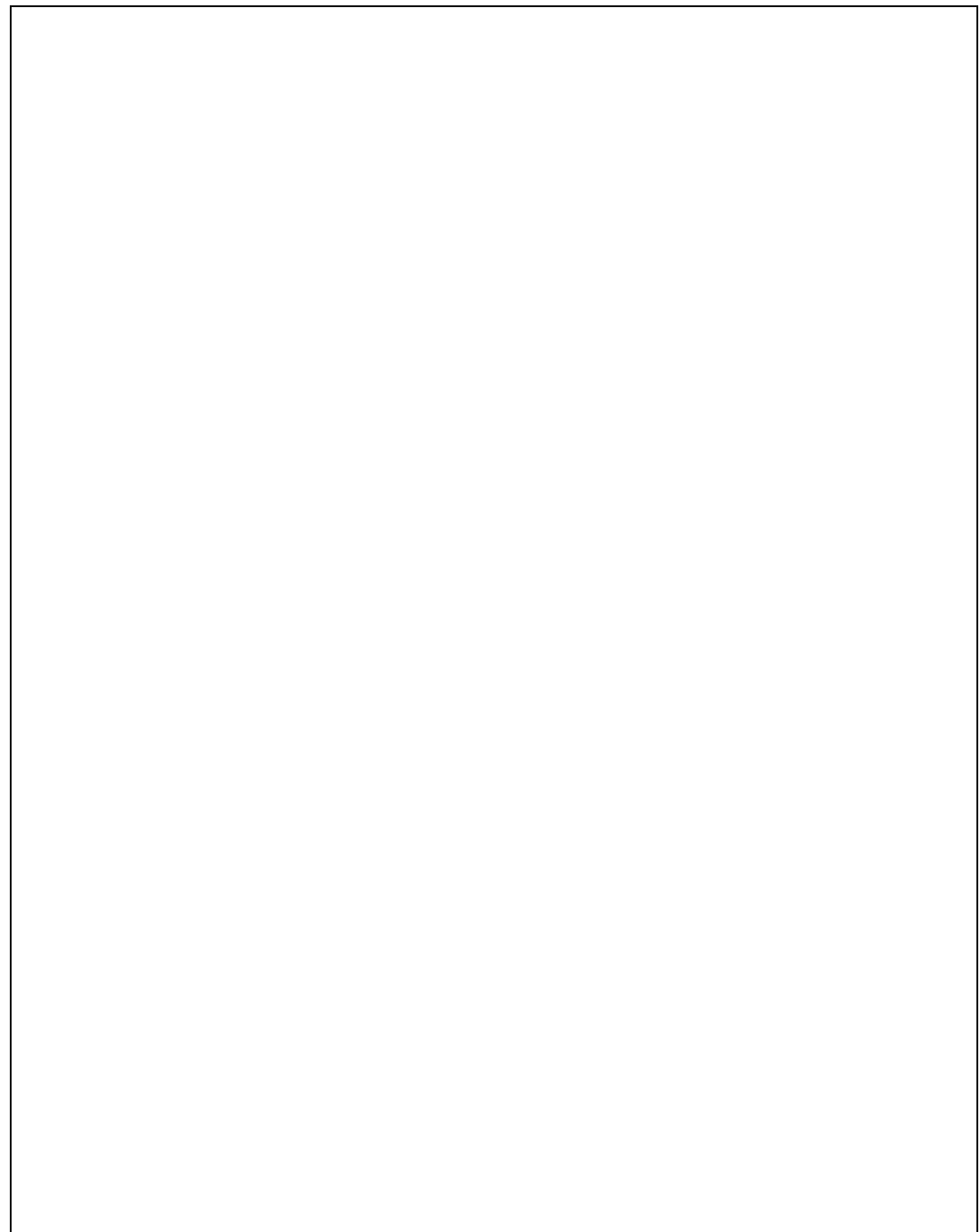
昇格した日の前日に受 けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	1
19	3	1	7	1
20	4	1	8	1
21	5	1	9	1
22	6	2	10	1
23	7	3	11	1
24	8	4	12	1
25	9	5	13	1
26	10	6	14	1
27	11	7	15	1
28	12	8	16	1
29	13	9	17	1
30	14	10	18	2
31	15	11	19	3
32	16	12	20	4

--

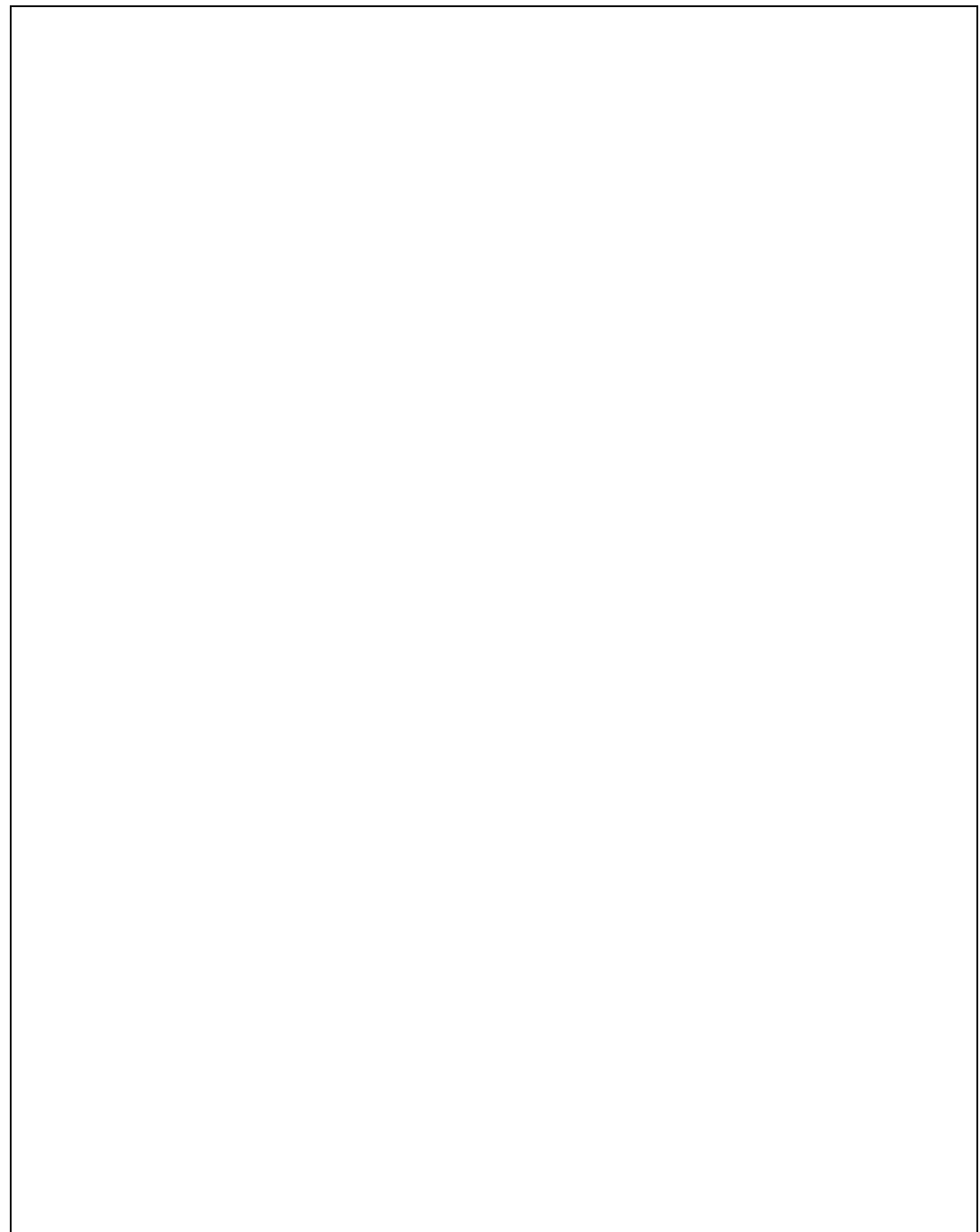
33	17	13	21	5
34	18	14	22	6
35	19	15	23	7
36	20	16	24	8
37	21	17	25	9
38	22	18	26	10
39	23	19	27	11
40	24	20	28	12
41	25	21	29	13
42	26	22	30	14
43	27	23	31	15
44	28	24	32	16
45	29	25	33	17
46	29	26	34	18
47	30	27	35	19
48	30	28	36	20
49	31	29	37	21
50	31	30	38	21
51	32	31	39	22
52	32	32	40	22
53	33	33	41	23
54	33	33	41	23
55	34	33	42	24
56	34	34	42	24
57	35	34	43	25
58	35	34	43	25
59	36	35	44	25
60	36	35	44	26
61	37	35	45	26
62	37	36	46	26
63	37	36	47	27
64	38	36	48	27
65	38	37	49	27
66	38	37	50	28
67	39	38	51	28



68	39	38	52	28
69	39	39	53	29
70	40	39	54	29
71	40	40	55	30
72	40	40	56	30
73	41	41	57	31
74	41	41	57	31
75	41	42	58	32
76	42	42	58	32
77	42	43	59	33
78	42	43	59	33
79	43	44	60	33
80	43	44	60	34
81	43	45	61	34
82	44	45	61	34
83	44	46	62	35
84	44	46	62	35
85	45	47	63	35
86	45	47	63	36
87	45	48	64	36
88	46	48	64	36
89	46	49	65	37
90	46	49	65	37
91	47	49	66	37
92	47	49	66	37
93	47	50	67	38
94	48	50	67	38
95	48	50	68	38
96	48	50	68	38
97	49	51	69	39
98	49	51	69	39
99	50	51	70	39
100	50	51	70	39
101	51	52	71	40
102	51	52	71	



103	52	52	72	
104	52	52	72	
105	53	53	73	
106	53	53	73	
107	53	53	74	
108	54	54	74	
109	54	54	75	
110	54	54	75	
111	55	55	76	
112	55	55	76	
113	55	55	77	
114	56	56	77	
115	56	56	78	
116	56	56	78	
117	57	57	79	
118	57	57		
119	57	57		
120	57	57		
121	58	58		
122	58	58		
123	58	58		
124	58	58		
125	59	59		
126	59	59		
127	59	59		
128	59	59		
129	60	60		
130	60	60		
131	60	60		
132	60	60		
133	61	61		
134	61	61		
135	61	61		
136	62	62		
137	62	62		

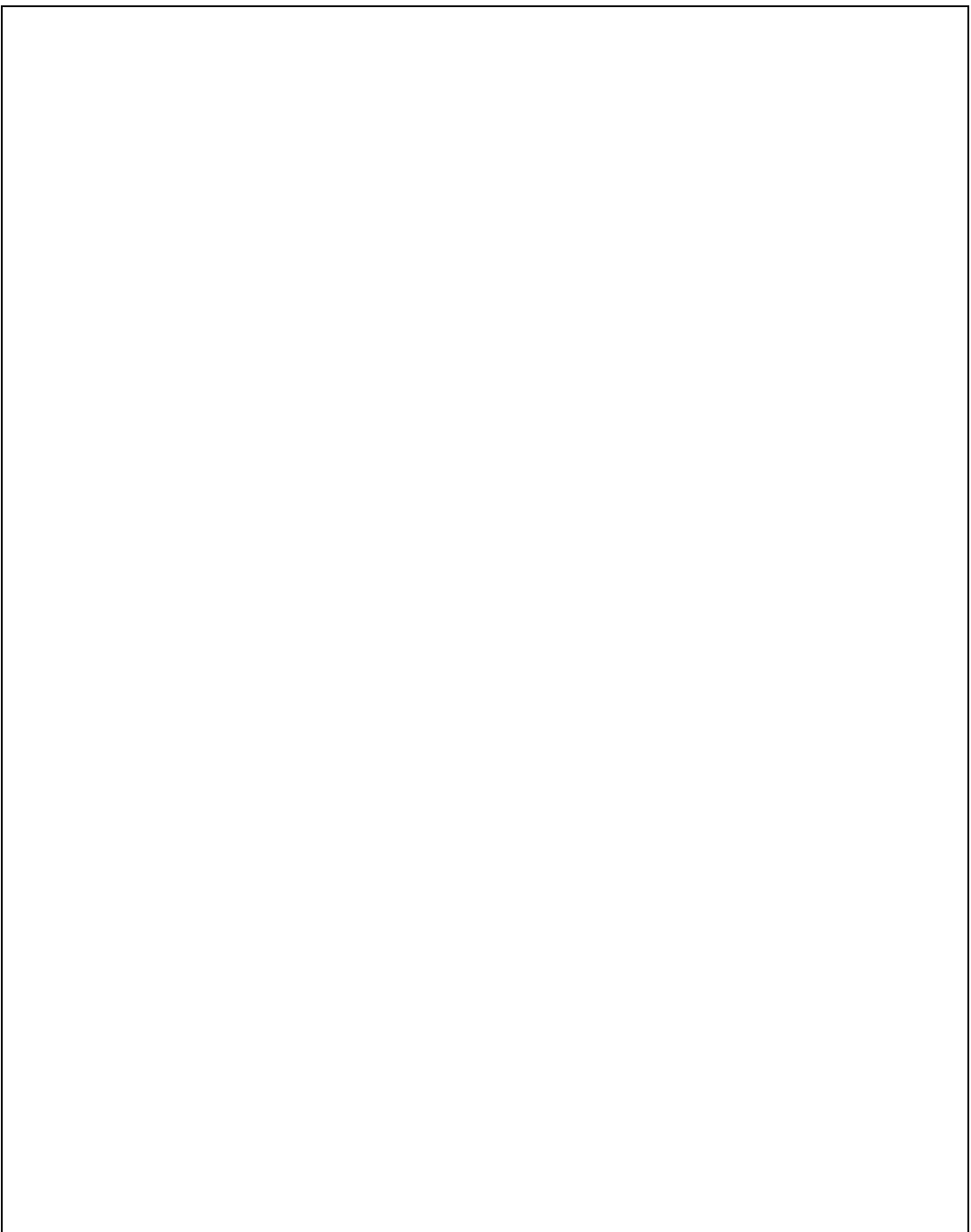


138	62	62		
139	63	63		
140	63	63		
141	63	63		
142	64			
143	64			
144	64			
145	65			
146	65			
147	65			
148	66			
149	66			
150	66			
151	67			
152	67			
153	67			
154	68			
155	68			
156	68			
157	69			

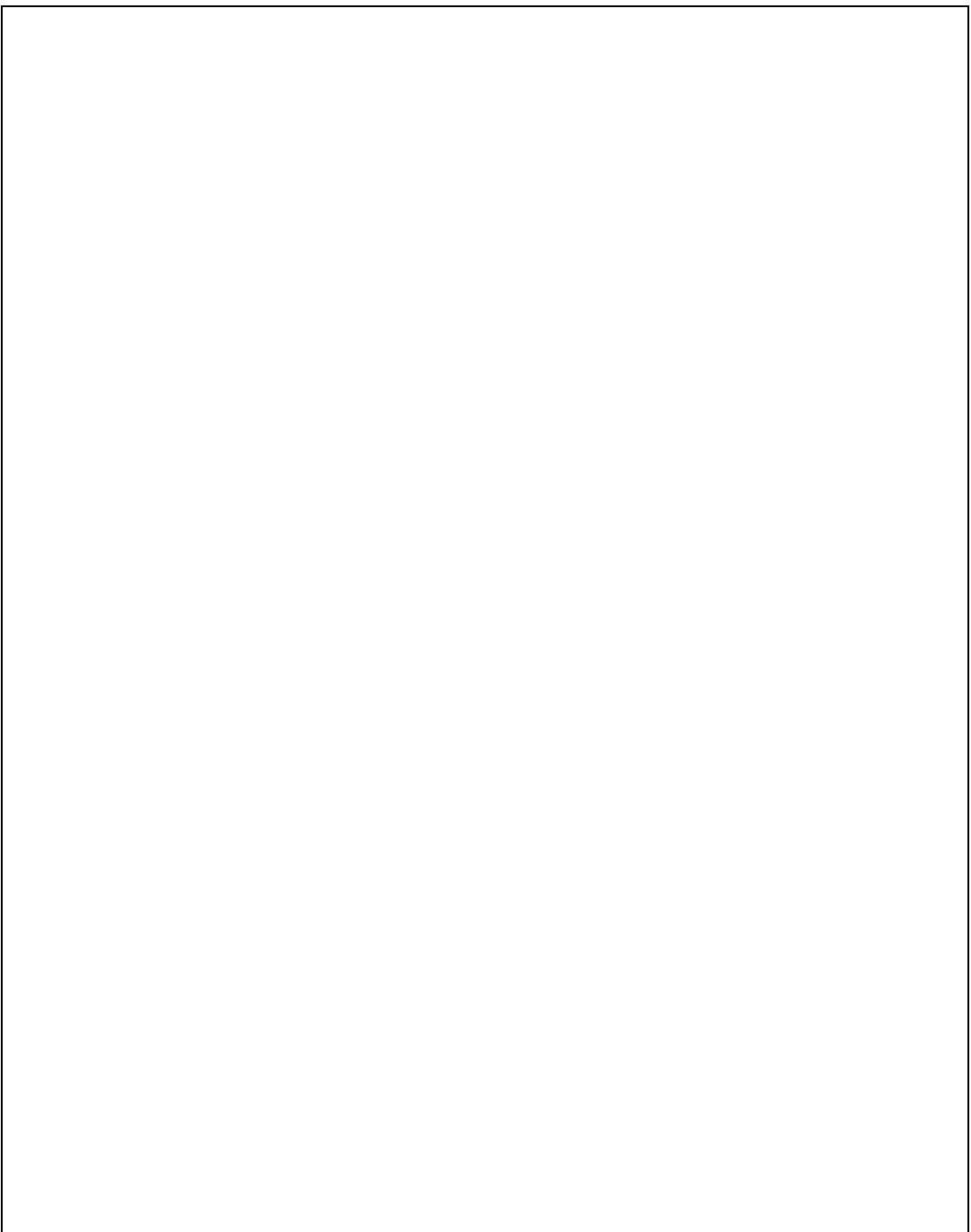
医療職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1

11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2	1
19	1	3	7	3	3	3	1
20	1	4	8	4	4	4	1
21	1	5	9	5	5	5	1
22	2	6	10	6	6	6	1
23	3	7	11	7	7	7	1
24	4	8	12	8	8	8	1
25	5	9	13	9	9	9	1
26	6	10	14	10	10	10	2
27	7	11	15	11	11	11	3
28	8	12	16	12	12	12	4
29	9	13	17	13	13	13	5
30	10	14	18	14	14	14	6
31	11	15	19	15	15	15	7
32	12	16	20	16	16	16	8
33	13	17	21	17	17	17	9
34	14	18	22	18	18	18	10
35	15	19	23	19	19	19	11
36	16	20	24	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	13
38	18	22	26	22	22	21	13
39	19	23	27	23	23	22	13
40	20	24	28	24	24	22	13
41	21	25	29	25	25	23	14
42	22	26	30	26	26	23	14
43	23	27	31	27	27	24	14
44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	15

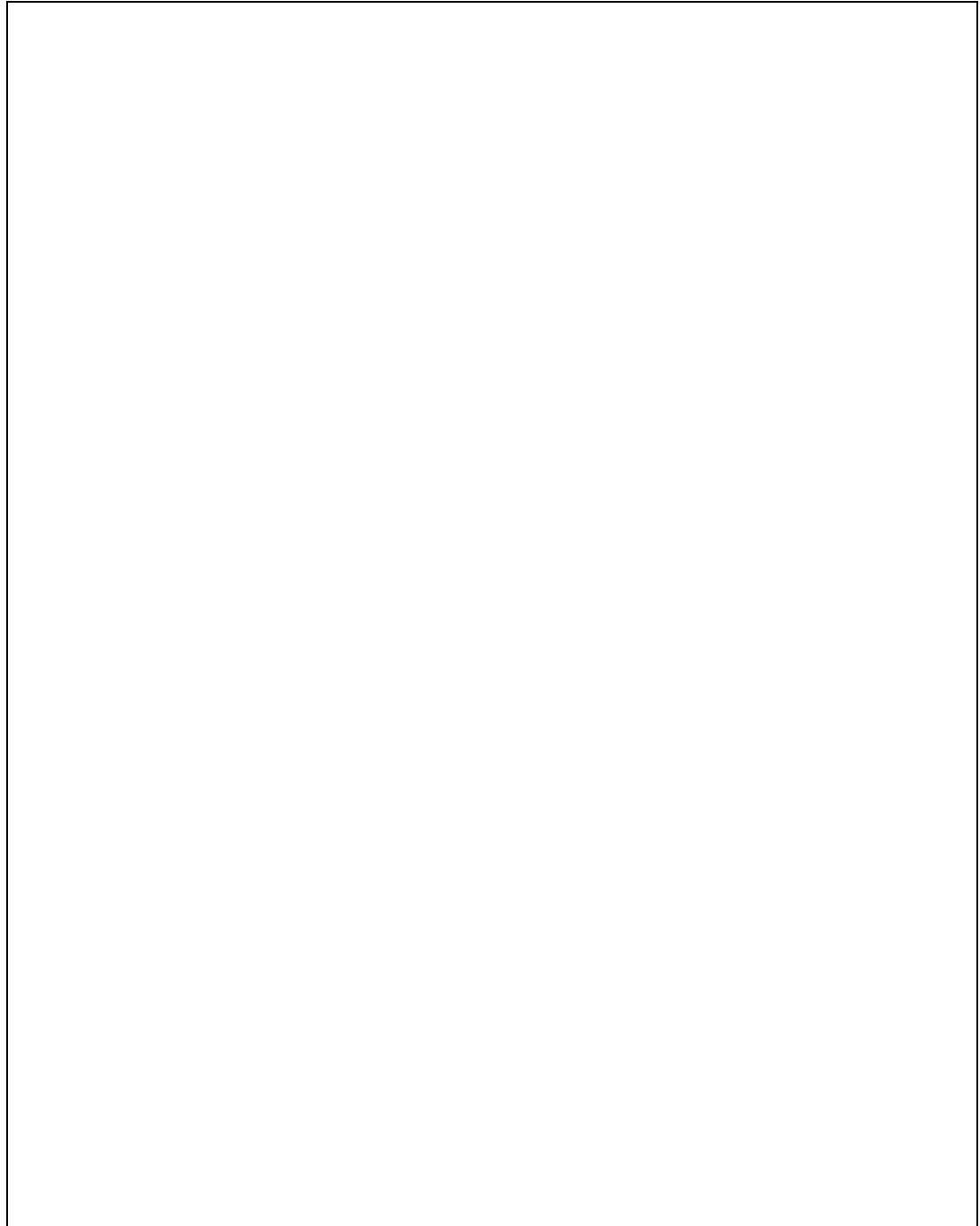


46	26	30	34	30	30	25	15
47	27	31	35	31	31	25	15
48	28	32	36	32	32	26	15
49	29	33	37	33	33	26	16
50	29	34	38	33	33	26	16
51	30	35	39	34	34	27	16
52	30	36	40	34	34	27	16
53	31	37	41	35	35	27	17
54	31	38	42	35	35	28	
55	32	39	43	36	36	28	
56	32	40	44	36	36	28	
57	33	41	45	37	37	29	
58	34	42	46	38	37	29	
59	35	43	47	39	37	30	
60	36	44	48	40	38	30	
61	37	45	49	41	38	31	
62	37	46	50	41	38	31	
63	38	47	51	41	39	32	
64	38	48	52	42	39	32	
65	39	49	53	42	39	33	
66	39	50	54	42	40		
67	40	51	55	43	40		
68	40	52	56	43	40		
69	41	53	57	43	41		
70	41	53	58	44	41		
71	42	54	59	44	42		
72	42	54	60	44	42		
73	43	55	61	45	43		
74	43	55	61	45	43		
75	44	56	62	45	44		
76	44	56	62	45	44		
77	45	57	63	46	45		
78	45	57	63	46	45		
79	45	58	64	46	46		
80	46	58	64	46	46		



81	46	59	65	47	47		
82	46	59	65	47	47		
83	47	60	66	47	48		
84	47	60	66	47	48		
85	47	61	67	48	49		
86		61	67	48			
87		61	68	48			
88		61	68	48			
89		61	69	49			
90		62	70	49			
91		62	71	49			
92		62	72	50			
93		62	73	50			
94		62	73	50			
95		63	74	51			
96		63	74	51			
97		63	75	51			
98		63	75	52			
99		63	76	52			
100		64	76	52			
101		64	77	53			
102		64	77	53			
103		64	78	54			
104		64	78	54			
105		65	79	55			
106			79				
107			80				
108			80				
109			81				
110			81				
111			82				
112			82				
113			83				

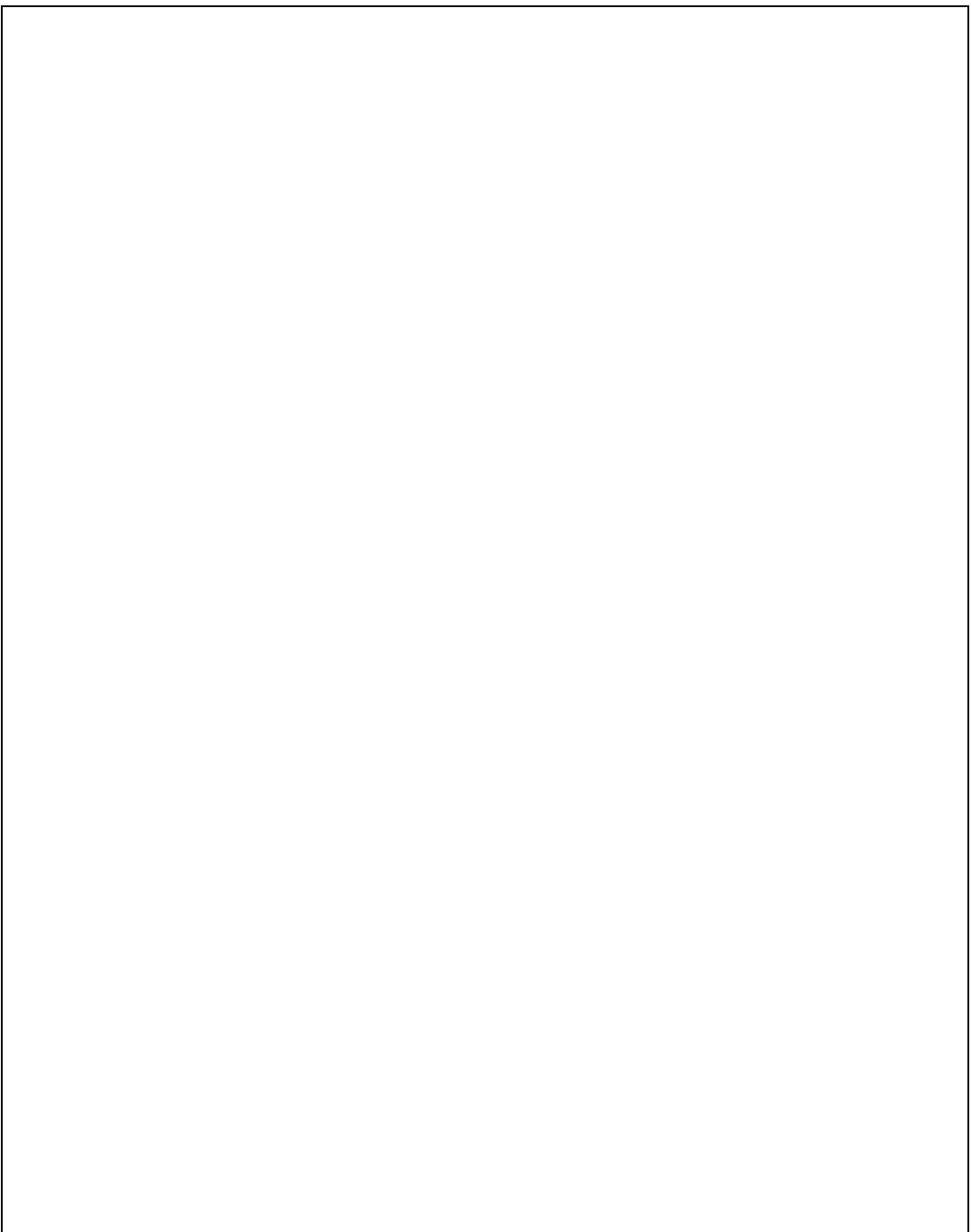
医療職俸給表(二)昇格時号俸対応表



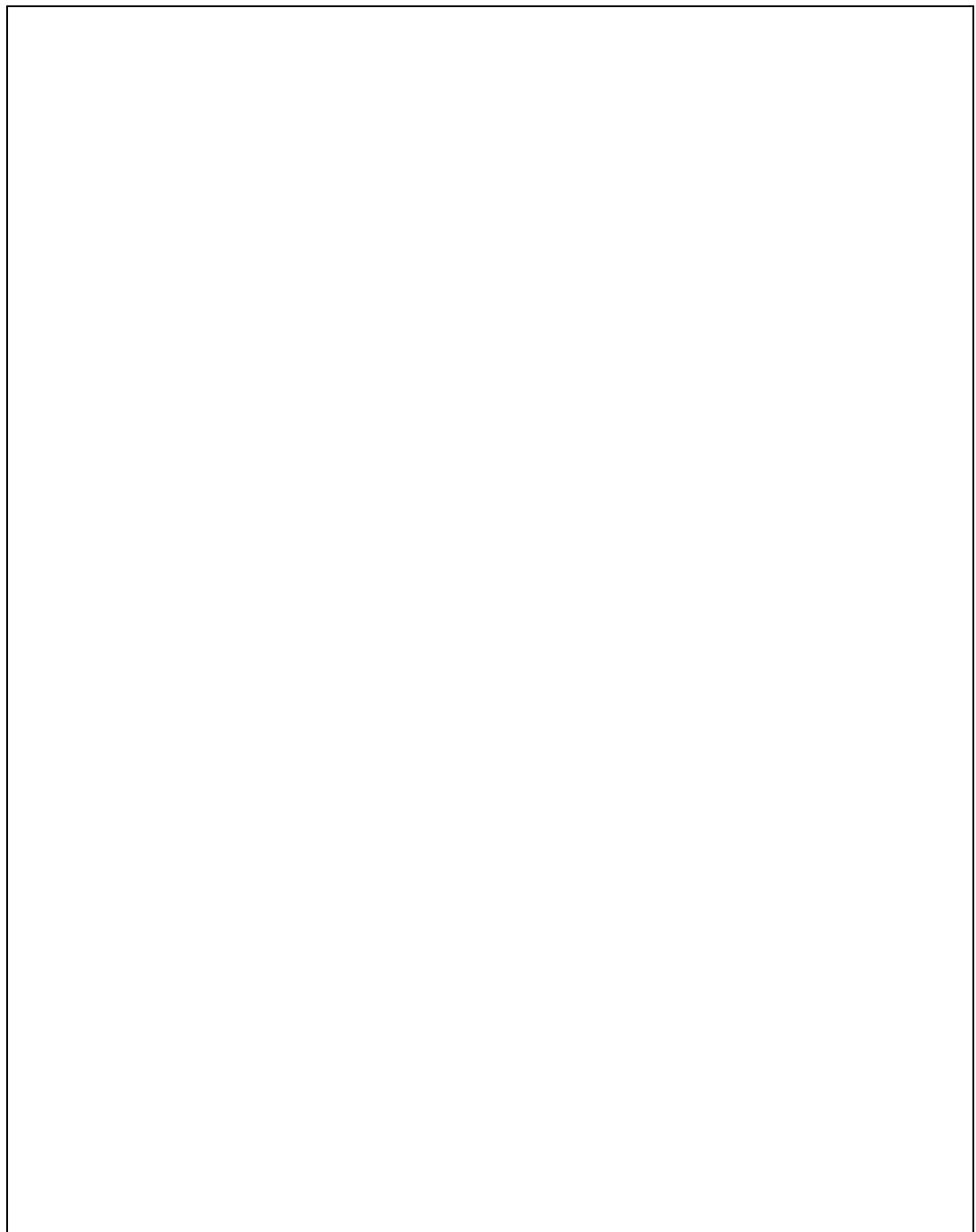
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16

--

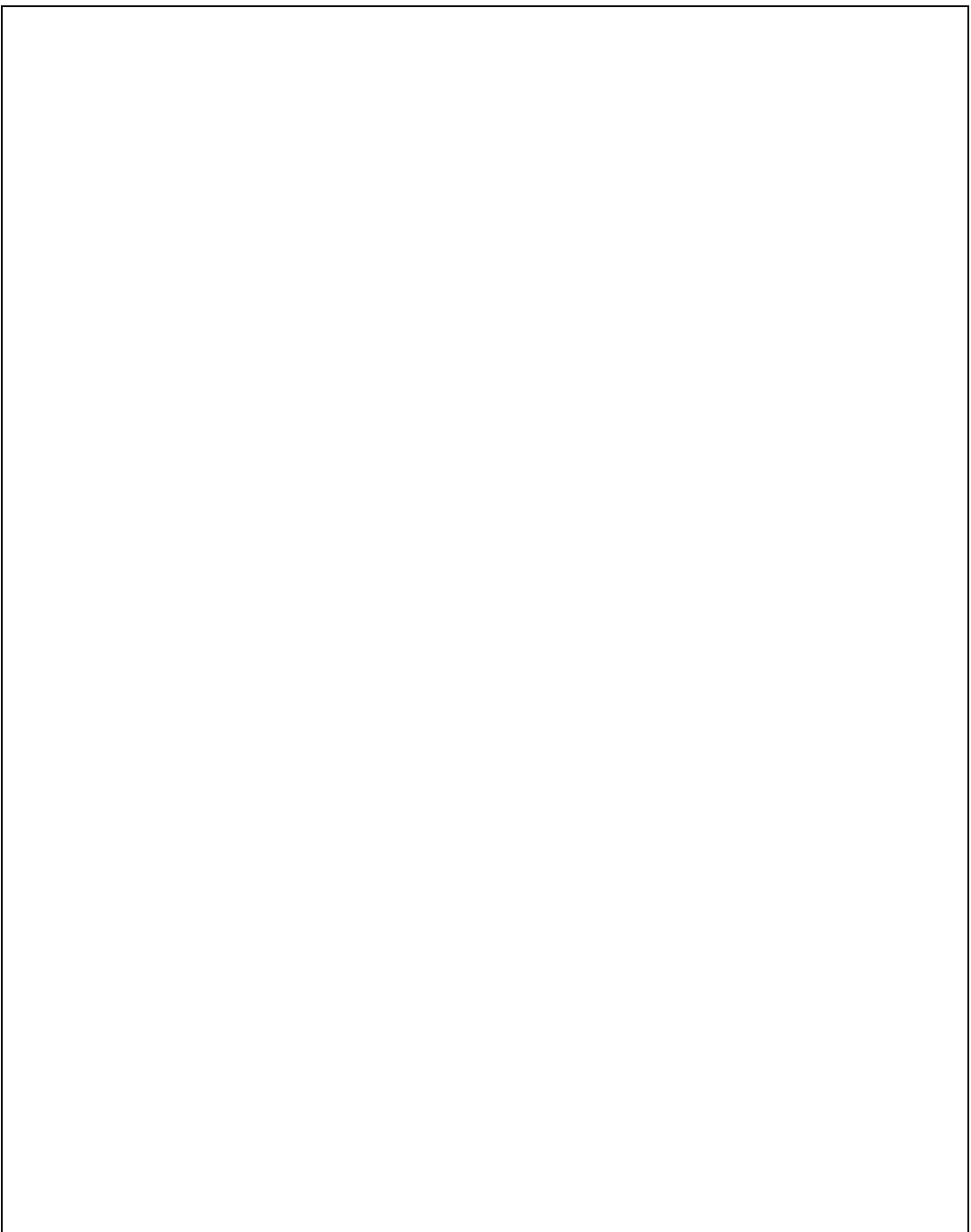
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47



68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	
94	74	70	82	67		
95	75	71	83	68		
96	76	72	84	68		
97	77	73	85	69		
98	77	74	85	70		
99	78	75	86	71		
100	78	76	86	72		
101	79	77	87	73		
102	79	78	87	73		



103	80	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	82	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	83	83	95	79		
112	83	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	84	84	98			
115	84	84	99			
116	84	84	100			
117	85	85	101			
118	85	85	101			
119	85	85	102			
120	85	86	102			
121	86	86	103			
122	86	86	103			
123	86	87	104			
124	86	87	104			
125	87	87	105			
126	87	88				
127	87	88				
128	87	88				
129	88	89				
130	88	89				
131	88	89				
132	88	90				
133	89	90				
134	89	90				
135	89	91				
136	90	91				
137	90	91				



138	90	92				
139	91	92				
140	91	92				
141	91	93				
142	92	93				
143	92	93				
144	92	94				
145	93	94				
146	93	94				
147	93	95				
148	93	95				
149	94	95				
150	94	96				
151	94	96				
152	94	96				
153	95	97				
154	95					
155	95					
156	95					
157	96					
158	96					
159	96					
160	96					
161	97					
162	97					
163	97					
164	98					
165	98					
166	98					
167	99					
168	99					
169	99					

備考

これらの表の昇格後の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

改正後

別表第8 特定教職員昇給号俸数表（第29条関係）

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号俸数	8号俸以上	6号俸	3号俸	2号俸
	4号俸以上	3号俸	2号俸	1号俸

備考

この表に定める上段の号俸数は給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員に、下段の号俸数は同号の規定の適用を受ける教職員に適用する。

改正前

別表第8 特定号俸表（第20条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
俸給表										
一般職俸給表（一）	10号俸	9号俸	9号俸	15号俸	12号俸	16号俸	14号俸	9号俸	13号俸	6号俸
一般職俸給表（二）	19号俸	11号俸	20号俸	12号俸	10号俸					
教育職俸給表	10号俸	14号俸	9号俸	11号俸						
医療職俸給表（一）	11号俸	12号俸	17号俸	12号俸	14号俸	8号俸	12号俸			
医療職俸給表（二）	14号俸	26号俸	19号俸	14号俸	10号俸	9号俸				